

国勢調査のはなし

その3

I. 歴史

1. 江戸時代までの人口調査

(1) 日本書記にみる崇神天皇、欽明天皇の人口調査

日本書記といえば、古事記と並んで我が国の古代史を知る手がかりを残す史書として有名であり、最古の書である。この日本書記中に**崇神天皇**の宣詔として、「斯の時に更に人民を校し、長幼の次第及び課役の前後を知ろしむべし」という記述があり、調役の賦課上人口調査が行われたとみられている。また、**欽明天皇**の即位の年に帰化人に対して戸籍をもうけたことなども記載されている。

崇神天皇といえば、3世紀ないし4世紀に在位した天皇とみられている。当時の大和政権の及ぶ範囲は現在の近畿地方とその周辺地域であったろうから現在からみれば極めて限られた地域にすぎないし、政権の及ぶ地域全域について行われたかどうかもさだかではないが、いずれにしても、今から1500～1600年前にも人口調査が行われているのである。

(2) 大化改新(645年)で、確立された体系的周期的な我が国古代の人口調査

中大兄皇子と中臣鎌子(後の天智天皇と藤原鎌足)によって**645年大化改新**が行われたが、我が国古代の体系的回帰的な人口調査制度は、この大化改新によって確立した。大化改新によって行われた改革の中心をなすのが**班田収授の法**、すなわち条理制の採用によって土地を区画し、これを各戸の人員によって口分田として与えるという制度である。改新の詔の第3項に「初めて戸籍・記帳・班田収授の法を造る。」とある。この制度のもとに実施された戸口調査は、班田制の円滑な実施を目的として誕生し、6年目ごとに行われ10世紀初頭

まで続いた。

この戸口調査の特色を、いくつか紹介しておく。

- 戸籍を3通作成するための筆と紙の経費は各戸で負担した。
- 戸籍は宗家(本家)単位に作成された。すなわち、一つの宗家の各分家が、分散して居住しつつ各家に家長がいても、それらは戸族とみなし、宗家の戸主を代表として一戸籍としている。
- 調査では、年齢を男女別に、黄(3歳以下)、少(4～16歳)、中(17～20歳)、丁(21～60歳)、老(61～65歳)及び耆(66歳以上)の6階級に区分し、また身体障害者を、「残疾」、「廢疾」及び「篤疾」の3種類に分類している。

(3) 平安時代中期から徳川中期にかけては全国的規模の人口調査なし—人口調査空白期の中世

大化改新に始まった人口調査制度は、平安時代中期以後中央権力の衰退とともに形がい化し、全国的組織的人口調査は行われず、その後、組織的な人口調査の行われた徳川中期まで人口調査空白期となっている。ただ、全国的に行われていないということで地域的・部分的には、国領や荘園内部で必要に応じて行われていたらしいし、中世末期には諸大名によって領内的人口調査が行われている。関東の北条氏は分国中人改を行って、年齢、性別を記入した帳簿を作り、戦時の農兵動員や棟別錢賦課の備えにしたといい、甲州の武田氏も同様であったとされている。

更に、豊臣秀吉が、全国の諸大名に命じて人掃と称する戸口調査を行ったという伝えもある。しかし、これはどの程度実行されたかは不明である。

(4) 徳川八代将軍吉宗、全国規模の人口調査を行う群雄割拠の時代から、織豊時代を経て徳川幕府による統一国家が成立した。徳川政権確立のため、

種々の基盤整備が行われたが、その1つとして現在の戸籍制度にも相当する「宗門改」、「人別改」の制度があり、江戸初期から次第に整備されはじめた。

宗門改は、キリスト教禁圧という宗教上の理由から人民を管理するための戸籍簿として作られた人別帳で、長崎略史に、「元和2年初めて宗門人別帳を製し、以って天主教徒を探索す」とあり、徳川幕府の成立から14年目に始まった。

一方、**人別改**は、宗門改のように特定目的を持つものではなく現在の戸籍に相当するものである。しかし、両者共に住民の身分、家族関係年齢等を調査するもので互に共通しており、両者と一緒にして「宗門人別帳」と称するものも少なくない。

このように、徳川幕府草創期から人口調査の整備に手がつけられたが、これらは結局臨時的・地方的なものにとどまった。

全国的な規模の人口調査は、享保6年(西暦1721年)に、幕府中興の英主といわれる**八代將軍吉宗**によって行われた。この調査の目的は、地方各藩の賦役、租税等から各藩の勢威を分析し、対諸候政策をたてること、あわせて宗門改にも役立てようとするものであった。なお、この調査の範囲は、琉球及び蝦夷(北海道)を除き、かつ武士などを除く領民一般であって、各藩に命じて実施したものであった。

吉宗はこのほか3回にわたり人口調査を実施しており、人口は各回とも2,600万人台であった。また、その後、**家重**、**家治**、**家斉**及び**家慶**の4将軍も人口調査を実施している。これらは18世紀初頭から19世紀中頃にかけて、鎖国時代に行われたものであるから、調査方法は近代的ではなかったが、西欧における近代センサスの復活と時期をほ

んど同じくしているのは興味深い事実である。

2. 明治時代の人口調査

(1) 本籍人口と現住人口に頼った明治時代

戸籍法が、明治4年(1871年)4月4日に施行され、翌5年の戸籍調査を出発点とする**本籍人口**が作成された。この本籍人口に人口動態統計資料を加味した**現住人口**が明治17年(1884年)から毎年作成されている。明治31年(1898年)11月7日の内閣訓令第1号により、この現住人口を5年ごとに作成公表することとなった。しかし、届出の誤謬脱漏により、本籍人口と現住人口の差がかなりみられ、明治35年(1902年)2月の国勢調査法律案の国会審議中の議事録にも、両者の差が常に100万近くあることが指摘されている。特に大都市においてその差がひどく、官報告示された現住人口(公称人口)のほかに、行政上、実際に使用する推計人口を、中央・地方でそれぞれ作成したようである。

表 本籍人口と現住人口の差

年 次	本籍人口 (年末)	現住人口 (年末)	推計人口 (年末) (現住人口)
明治31年(1898年)	4,376万人	4,540万人	4,371万人
明治36年(1903年)	4,673	4,854	4,659
明治41年(1908年)	4,959	5,174	4,932
大正2年(1913年)	5,336	5,513	5,291
大正7年(1918年)	5,667	5,809	5,566
大正9年(1920年)	5,792	5,596※	5,686

※大正9年10月1日現在の第1回国勢調査人口

(2) 明治4年(1871年)に設置された太政官政表課に始まる統計局

明治4年(1871年)12月24日に、現在の総務庁統計局の前身である**太政官政表課**が設置された。それから10年後の明治14年(1881年)5月30日に統計

院の設置となり、この統計院から明治18年（1885年）12月28日の統計局の誕生となった。今年、平成2年（1990年）の国勢調査は、その統計局が誕生してから105年目に行われる調査ということになる。

（3） 杉享二^{こうじ}、明治12年（1879年）に我が国最初の人口センサスの試験調査を甲斐国（今の山梨県）にて行う

杉享二是、我が国統計の父ともいいうべき人で、明治4年に設置された統計局の前身「太政官政表課」の中心であった。杉享二といえば、幕末、勝海舟の塾頭をつとめるなど当時開明的人物であり、早くから統計調査の重要性を認識していた人である。勝海舟をモデルとした小説、子母沢寛の「父子鷹」や、かつてのNHKの大河ドラマ「勝海舟」などに登場するなど周知の人も多いだろう。司馬遼太郎の「竜馬がゆく」風雲篇、「勝海舟」の章に無名の杉享二が勝に会い、自分を売り込むくだりがある。

杉享二是、後の日本統計年鑑の前身である辛未政表を初めて刊行するなどの功績があったが、中でも最大のものは「甲斐国現在人別調」の実施である。杉享二是、これを全国的な人口センサスの試験調査として実施した。その幹となったのは、彼が新政府に招かれる以前、徳川家の静岡藩にあって行った駿河国の人口調査である。

調査は、明治12年12月31日午後12時現在によって実施され、調査事項は、①住地及び住家の持借、②世帯の数（1人暮らし及び家族暮らし）、③男女の別、④年齢、⑤身上の有様（未婚、夫妻等）、⑥職業（本業及び兼業）、⑦宗旨（神道及び仏法各宗）、⑧生国（国名に止む）、⑨不具などとなっている。集計は調査票が統計院（明治14年の官制改革によ

る）に進達されてから1年半を要し明治15年10月に完成した。

この調査は、全国的な人口センサス実施のための試験調査として実施されたにもかかわらず、諸般の事情によって遂に明治には国勢調査は実施されなかった。

この調査には、山梨県令（今の県知事）をはじめ甲斐国全体が協力しており、調査費用も、政府支出だけでなく、甲斐国も出費している。費用は、全体で約5,760円かかっている。この調査による甲斐国人口は、397,416人であったので、一人当たりの費用は1銭4厘4毛9糸となっている。この一人当たり費用は、当時、アメリカ、イギリス、オーストリアなどの諸外国で行われたセンサス費用の $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{4}$ の費用であると記録されている。

また、甲斐国における人口センサス実施のための試験調査に要したこの一人当たり費用を、当時の戸籍局調べによる明治13年1月1日の全国人員に乗じて、全国規模における人口センサスを実施するとしたら52万5千余円必要であるとの試算が行われている。

（4） 明治28年（1895）年、国際統計協会から1900年（明治33年）世界人口センサスへの参加要請きたる

全国的な人口センサス実施のための試験調査といえる「甲斐国現在人別調」の完成によって、本調査の計画が直ちに進展するはずであったが、当時の財政事情、統計スタッフの不足などから、杉享二をはじめとする統計関係者の努力にもかかわらず、実施への歩みは遅々として進まなかった。

しかし、日清戦争（明治27年8月～28年4月）も終わった明治28年（1895年）9月21日に国際統計協会の報告委員であるスイス連邦統計局長ギュイヨ

ーム氏から1900年(明治33年)世界人口センサスへの参加勧誘があり、これを契機として国勢調査実施への動きが活発となった。この文書に対する日本の回答(明治29年3月)や1900年センサスへの照会(同年6月)を受けてギュイヨーム氏から7月20日付の2回目の文書がきている。

国勢調査実施への動きの中心となったのが、明治11年(1878年)杉享二を中心に設立された東京統計協会であり、また、統計学研究の目的で明治9年(1876年)に設立された統計学社などの民間団体であった。

明治29年(1896年)には、東京統計協会長花房義質から内閣総理大臣へ、また、統計学社の渡辺洪基外18名から貴・衆両院議長へ「民勢調査施行ノ請願」すなわち、全国的な人口センサス実施の請願が行われた。

こうした動きを受けて、明治29年(1896年)、貴・衆両院に「国勢調査ニ関スル建議案」が提出され可決されたのである。

このように、世界人口センサスへの参加勧誘が引き金となって、国勢調査実施に向かっての歩みが大きく前進したのである。この1900年世界人口センサスに参加する国は欧米14か国であり、やはり我が国がこれら文明諸国に伍して参加するという意義、つまり、「名実ともに文明諸国の仲間入り」ができるということが、国勢調査実施への気運をより一層高める効果を果したのではないかと思われる。

(5) 我が国でセンサスの訳語が国勢調査に定着するまでの経過

「国勢調査」は英語のセンサス(CENSUS)を訳したものである。センサスとは、全国的な全数調査を意味するが、その語源は、古代ローマで、

センソールという職名をもった市民登録などを担当する役人が人口調査を行ったことに由来する。

我が国でセンサスの訳語が国勢調査に定着するまでには、さまざまな経過があった。

まず、使用例を年代順に掲げてみると、

人口取調之法(明治6年、杉享二建議書中)

人口大検査(明治7年、津田真道訳書中)

現在人別調(明治15年、杉享二報告書中)

民口調査(明治22年、吳文聰訳書中)

国勢大調査(又は国勢調査)

(明治26年、臼井喜之作学会誌論文中)

民勢大調査(明治29年、渡辺洪基外、請願書中)

国勢調査(明治29年、衆議院建議案中)

これでみると、国勢調査という語が公式に使用された最初は、明治29年ということになり、個人としての最初は臼井喜之作氏となる。もっとも臼井氏の論文に「彼の日本新聞は客年既に国勢調査の必要を論じて曰く……」という文がある。日本新聞が実際に国勢調査という語を使用したとすれば、これが最古の例である。

明治29年以後も、民勢調査、人口調査、なかには「詮査斯」(長郷有泰)、「詮察斯」のような苦しいものまで、いろいろ用いられたが、明治35年の国勢調査に関する法律が成立して、一応けりがついた。

国勢調査のシンボルマーク



このシンボルマークは、国勢調査を国民各層に広く親しんでもらうという趣旨で昭和45年の調査から使われているもので、そのデザインは、日本列島を「日の丸」の丸のイメージの中にあしらっ

たものである。

(6) 国勢調査の国勢とは、國の勢いではなく、國の 情勢という意味である

英語のセンサス(Census), 仏語のルサンスマン(Recensement), 独語のフォルクスツェーレング(Volkszählung)の日本語訳として、センサスとか民勢調査と当初使っていたようであるが、公式には明治29年(1896年)の貴族院・衆議院における「国勢調査ニ関スル建議案」で初めて「国勢調査」という名称を用いている。

また、この国勢の勢の意味も、ここで明らかにされている。衆議院で可決した建議によると、「国勢調査は全国人民の現状即ち、男女、年齢、職業、…<略>…、家別、人別に就き精細に現実の状況を調査するものにして、一たび此の調査を行なうときは全国の情勢之を掌上に見るを得べし……」とあり、国勢とは國の勢いではなく、國の情勢という意味であることが分かる。

(7) 明治35年(1902年)に制定された「国勢調査ニ 関スル法律

世界人口センサスへの勧誘を契機とする国勢調査実施運動によって、明治29年(1896年)に「国勢調査に関する建議」が貴・衆両院で可決されたが、調査実施にはまだ機が熟していなかった。この建議から6年後の明治35年(1902年)に至って、漸く「国勢調査に関する法律」(明治35年12月1日法律第49号)が成立、公布されたのである。これは、当時としては珍しい議員提出法案である。

第一条 国勢調査ハ各十箇年毎ニ一回帝国版
図内ニ施行ス

第二条 国勢調査ノ範囲、方法及経費ノ国庫
ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事
項ハ別ニ命令ヲ以ッテ之ヲ定ム

第三条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於
テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨ
リ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ爾後
第一条ノ例ニ依ル

これによると、国勢調査すなわち人口調査というように調査の範囲は規定されていない。法案提出資料によると、国勢調査は単に人口調査にとどまらず、住宅、農業、商工業の調査を含むとされている。その後、第1回国勢調査が人口調査として出発したのは、当時、官民共に統計調査に馴れていないので、第1回は限定したほうがよいとの意見によるもので、それが以後伝統となったものである。

また、この明治35年の法律では、国勢調査は10年ごとに実施することになっているが、これが現在のように5年ごとに大規模調査と簡易調査を交互に行なうようになったのは、大正11年の法律改正によってである。これは、この法律ができた明治35年当時と比べ、経済・社会の変遷は急激であって、10年ごとの実施では、とてもその変化を把握することができず、各種施策の基礎資料として不十分なものになってしまうという問題意識によるものである。

こうして法律の制定が行われたが、国勢調査の実施までにはまだ紆余曲折を経なければならなかった。

(8) 明治38年(1905年)に実施できなかった第1回 国勢調査

明治35年(1902年)に「国勢調査ニ関スル法律」が公布され、その第1回国勢調査は明治38年(1905年)において施行することとされたが、我が国が帝政ロシアと戦った日露戦争が、明治37年(1904年)から38年にかけてあり、実施できなかった。

法律に、「第二回目ニ限り第一回目ヨリ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ…」としたのは、明治38年(1905年)に国勢調査を一回経験したあとで、5年後に行われる1910年(明治43年)の世界人口センサスに参加し、以後、10年ごとの世界人口センサスに合わせて、我が国も国勢調査を行うという趣旨であったが、最初からうまくスタートが切れなかったわけである。

明治38年(1905年)の10年後は、大正4年(1915年)であるが、これも1914年(大正3年)7月オーストリアがセルビアに宣戦して始まった第一次世界大戦に日本も参戦するに及んで実施不能となつた。この戦争は1918年(大正7年)11月にドイツが降伏し、翌年のベルサイユ条約をもって終結するが、そのドイツ降伏の前年大正6年(1917年)5月に、牛塚虎太郎内閣統計局長から、寺内正毅内閣総理大臣あての「国勢調査実施に関する件意見」

が出されている。

国勢調査は、政治上、経済上からみて国の根本的調査であり、欧米諸国においては、前世紀の初め以来実施している。しかも明治35年(1902年)の法律をもってその実施を公言した調査であり、今後、欧米諸国と対応していく上で必要欠くべからざる調査であるとその必要性を説いている。

実施年は、大正9年とし、その理由として4つ挙げている。

- ① 大正9年は、西暦1920年で10年ごとの世界人口センサスが行われる年である。
- ② 大正9年は、紀元2580年である。
- ③ 大正9年は、国勢調査に関する法律による第3回調査予定年である。
- ④ 大正9年は、朝鮮総督府始政10年目である。

10月1日(月)は、 国勢調査の日です。



数字から
描く日本の
ゆめ・みらい


国勢調査
総務省統計局 茨城県